

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後
<p>計画調査編 P1 (1-1-1) 第1編 測量業務 第1章 測量業務積算基準 第1節 測量業務積算基準 (2) 間接測量費</p>	<p>第1編 測量業務 第1章 測量業務積算基準 第1節 測量業務積算基準</p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、測量業務に適用する。</p> <p>1-2 実施計画 測量業務の実施計画を策定する場合、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果等の活用を図ることにより、測量の重複を避けるよう努めるものとする。これらについての掌握及び助言は国土地理院が行っている。</p> <p>1-3 測量業務費 1-3-1 測量業務費の構成</p> <div data-bbox="526 742 1243 1165" data-label="Diagram"> <pre> graph LR     A[測量業務費] --- B[測量業務価格]     A --- C[消費税等相当額]     B --- D[測量作業費]     B --- E[測量調査費]     D --- F[直接測量費]     D --- G[間接測量費]     F --- H[直接人件費]     F --- I[材料費]     F --- J[機械経費]     F --- K[直接経費]     K --- L[旅費交通費]     K --- M[基地関係費]     K --- N[安全費]     K --- O[電子成果品作成費]     K --- P[その他]     G --- Q[技術管理費]     Q --- R[精度管理費]     Q --- S[成果検定費]     G --- T[諸経費]     </pre> </div> <p>1-3-2 測量業務費構成費目の内容 1. 測量作業費 測量作業費は、当該測量業務に必要な費用である。 (1) 直接測量費 直接測量費は、次の各項目について計上する。 ① 直接人件費 業務に従事する者の人件費である。なお、名称及びその基準日額等は、別途定める。 ② 材料費 材料費は、業務を実施するのに要する材料の費用である。</p>	<p>赤書き箇所：改定</p> <div data-bbox="1601 782 1870 885" data-label="Text"> <p>改定なし</p> </div>

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後
<p>計画調査編</p> <p>P2 (1-1-1)</p> <p>第1編 測量業務</p> <p>第1章 測量業務積算基準</p> <p>第1節 測量業務積算基準</p> <p>(2) 間接測量費</p>	<p>③ 機械経費 機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。その算定は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める測量機械等損料算定表等による。</p> <p>④ 直接経費</p> <p>(a) 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。 ただし、空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は撮影・計測に関する者の往復交通費は、本拠飛行場から前進飛行場までとする。操縦及び整備に関する者の往復交通費は計上しない。</p> <p>(b) 基地関係費 基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。</p> <p>(c) 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。</p> <p>(d) 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。</p> <p>(e) その他 器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。</p> <p>⑤ 技術管理費</p> <p>(a) 精度管理費 精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。</p> <p>(b) 成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。 また、成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>(2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>① 一般管理費 一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>② 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2. 測量調査費 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>3. 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>	<p style="color: red;">赤書き箇所：改定</p> <p>(2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、<b>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）</b>である。 <b>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</b> なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p>

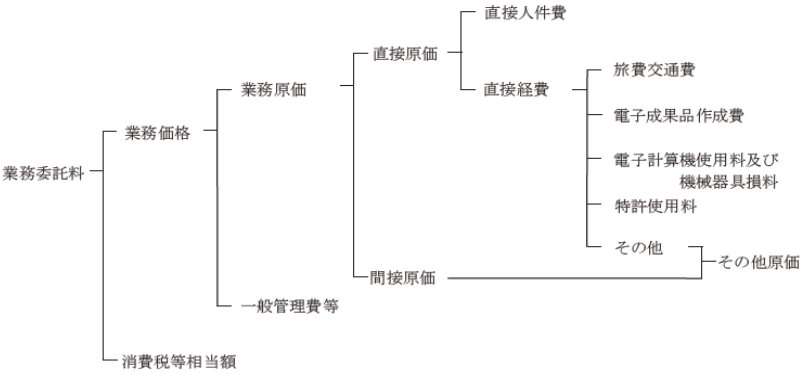
種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後
<p>計画調査編 P91 (2-1-1) 第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準 第1節 地質調査積算基準 (ハ) 業務管理費</p>	<p>第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準 第1節 地質調査積算基準</p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、土木事業に係る地質調査に適用する。</p> <p>1-2 地質調査業務費 1-2-1 地質調査業務費の構成</p> <p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</p> <p>(1) 一般調査業務費 一般調査業務費は、当該地質調査に必要な費用である。</p> <p>1) 純調査費</p> <p>(イ) 直接調査費 直接調査費は、当該業務に必要な経費のうち次の 1) から 3) に掲げるものとする。</p> <p>1) 材料費 材料費は、調査を実施するのに要する材料の費用である。</p>	<p>赤書き箇所：改定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>改定なし</p> </div>

令和7年10月版 土木工事標準積算基準書（改定・訂正）

令和8年6月15日適用

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後
<p>計画調査編</p> <p>P92 (2-1-2)</p> <p>第2編 地質調査業務</p> <p>第1章 地質調査積算基準</p> <p>第1節 地質調査積算基準</p> <p>(ハ) 業務管理費</p>	<p>ロ) 直接人件費 業務に従事する者の人件費である。なお、名称およびその基準日額等は別途定める。</p> <p>ハ) 機械経費 調査に必要な機器の損料又は使用料とし、各調査の種別ごとに積算し計上する。</p> <p>ニ) 直接経費</p> <p>① 電子成果品作成費 電子成果品作成に要する費用を計上する。</p> <p>② 特許使用料 特許使用料は、契約にもとづき支出する特許使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。</p> <p>③ 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、当該調査に必要となる電力、電灯使用料及び用水使用料とする。</p> <p>④ 地盤情報データベースに登録するための検定費 地盤情報データベース登録のための、地盤情報の「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」における検定費とする。なお、直接調査費を用いる費用算出の対象額からは除く。</p> <p>(ロ) 間接調査費 間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次のイ)からリ)に掲げるものとする。</p> <p>イ) 運搬費 機械器具の運搬は、機械器具および資機材運搬、乱さない試料やコアの運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用を計上する。</p> <p>ロ) 準備費 準備及び跡片付け作業（資機材の準備・保管、ボーリング地点の位置出し、資材置場と作業場所に係る伐開除根及び整地、後片付け、各種許可・申請手続き等）搬入路伐採等に要する費用を計上する。</p> <p>ハ) 仮設費 ボーリングの櫓、足場設備、揚水設備場および足場の設置撤去、機械の分解解体、給水設備、仮道、仮橋等の設備に要する費用とし必要な額を計上する。</p> <p>ニ) 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。</p> <p>ホ) 借地料 特に借上げを必要とする場合等に要する費用を計上する。ただし営繕費対象の敷地については借地料を計上しない。</p> <p>ヘ) 旅費交通費 当該調査にかかる旅費・交通費を計上する。</p>	<p>赤書き箇所：改定</p> <div data-bbox="1601 782 1870 885" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>改定なし</p> </div>

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後
<p>計画調査編</p> <p>P93 (2-1-3)</p> <p>第2編 地質調査業務</p> <p>第1章 地質調査積算基準</p> <p>第1節 地質調査積算基準</p> <p>(ハ) 業務管理費</p>	<p>ト) 施工管理費 出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。</p> <p>フ) 営繕費 大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。</p> <p>リ) その他 伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。</p> <p>(ハ) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。 なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。</p> <p>(イ) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(ロ) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>(3) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>△：環境測定分析費（土壌分析等）の計上において、発注者が環境測定分析業者に直接持込む場合は、諸経費の対象外として積算すること。</p>	<p>赤書き箇所：改定</p> <p>(ハ) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。</p>

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後
<p>計画調査編</p> <p>P139 (3-1-1)</p> <p>第3編 設計業務等</p> <p>第1章 土木設計業務積算基準</p> <p>第1節 土木設計業務積算基準</p> <p>ロ 間接原価</p>	<p>第3編 設計業務等</p> <p>第1章 土木設計業務積算基準</p> <p>第1節 土木設計業務等積算基準</p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。</p> <p>1-2 業務委託料</p> <p>1. 業務委託料の構成</p>  <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接原価</p> <p>(イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>a 旅費交通費 b 電子成果品作成費 c 電子計算機使用料及び機械器具損料 d 特許使用料 等</p> <p>(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>(イ) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。</p>	<p>赤書き箇所：改定</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>(イ) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、<b>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）</b>とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、<b>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）</b>と重複がないことを確認するものとする。</p>

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後
<p>計画調査編 P290 (4-1-2) 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 第2節 洪水痕跡調査業務 (2) 間接調査費</p>	<p>第2節 洪水痕跡調査業務</p> <p>2-1 適用範囲 (1) この積算基準は、堤外側における洪水痕跡調査業務に適用する。 (2) この積算基準を適用できる業務は、流心延長距離が80kmまでのものとする。</p> <p>2-2 業務費の構成</p> <p>2-3 業務費構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 直接人件費 直接人件費は、当該調査業務に従事する者の人件費である。なお名称及びその基準日額等は別途定める。</li> <li>2) 材料費 材料費は、当該調査業務を実施するのに要する材料の費用である。</li> <li>3) 機械経費 機械経費は、当該調査業務を実施するのに要する費用である。その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める「土木工事設計単価表」による。</li> <li>4) 直接経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 旅費交通費 当該調査業務に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</li> <li>② 安全費 安全費は、調査業務における安全対策に要する費用であり、必要に応じて積み上げ計算を行う。</li> <li>③ 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。</li> <li>④ その他 機材運搬、伐木補償、車借上料などに要する費用を計上する。</li> </ol> </li> <li>5) 技術管理費 技術管理費として精度管理費を計上する。精度管理費は当該調査業務の精度を確保する為に行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定の費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。また、精度管理費係数の値は「河川測量」の値を準用するものとする。ただし、精度管理費の対象額は、痕跡測量のみとする。</li> </ol>	<p>赤書き箇所：改定</p> <div data-bbox="1601 782 1870 885" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>改定なし</p> </div>

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後
<p>計画調査編</p> <p>P291 (4-1-3)</p> <p>第4編 調査、計画業務</p> <p>第1章 調査、計画標準歩掛</p> <p>第2節 洪水痕跡調査業務</p> <p>(2) 間接調査費</p>	<p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなる。</p> <p>1) 一般管理費</p> <p>一般管理費は、調査業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益</p> <p>付加利益は、調査業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(4) 消費税相当額</p> <p>消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>2-4 業務費の積算方式</p> <p>業務費は、次式によって積算する。</p> $\begin{aligned} \text{業務費} &= (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接調査費}) + (\text{諸経費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接調査費}) \times \{1 + (\text{諸経費率})\}] \times \{1 + (\text{消費税})\} \end{aligned}$ <p>諸経費</p> <p>諸経費率は、「測量業務積算基準」の諸経費率を準用するものとする。</p> <p>2-5 業務内容</p> <p>(1) 調査業務の構成</p> <pre>         graph LR             A[洪水痕跡調査業務] --- B[打合せ]             A --- C[計画準備]             A --- D[現地踏査]             A --- E[現地確認作業]             A --- F[痕跡測量]             A --- G[痕跡図及び写真集の作成]             A --- H[点検整理]             E --- I[痕跡の確認、痕跡状況写真撮影]             E --- J[痕跡のマーキング]             E --- K[痕跡位置の平面図への記入]             F --- L[直接測量]             F --- M[間接測量]             G --- N[河川平面図]             G --- O[河川縦断面図]             G --- P[河川横断面図]             G --- Q[痕跡状況写真集]             </pre>	<p>赤書き箇所：改定</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、<b>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）</b>である。</p> <p>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、<b>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）</b>と重複がないことを確認するものとする。</p> <p>なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p>